

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第44回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

平成22年9月8日（水）13:30～16:00

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）池上政幸，出田孝一，伊藤眞，井堀利宏，大橋寛明，奥田昌道（委員長），中田裕康，平木典子，堀野紀，明賀英樹（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，菅野審議官，氏本総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・ 平成23年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成22年9月の新任判事補候補者について
- ・ 平成23年4月期の弁護士任官候補者について
- ・ その他

#### （2）次回の予定等について

### 5 議事

#### （1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成22年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者，平成22年10月期の弁護士任官候補者，元裁判官から裁判官への任官候補者並びに平成22年7月の出向から

の復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと、それらの候補者についての最高裁判所における審議結果、平成22年10月期の弁護士任官候補者が審議結果の告知を受ける前に任官希望を取り下げたこと並びに平成22年上半期の判事の再任候補者のうち再任予定日が8月及び9月の者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成23年4月期の弁護士任官候補者、平成22年9月の新任判事補候補者並びに平成23年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成23年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、8月30日午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に指名候補者の名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、11月12日までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する、地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については、これまでと同様の方法による、具体的には、指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、地域委員会が直接その有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する方法により行うこととされた。また、再任希望者等に関する情報収集の方法については、従来から、当委員会で、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士が

らの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」ということが確認されているので、これまでと同様、地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては、このような当委員会の考え方を弁護士会に伝え、情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。

・ 平成22年9月の新任判事補候補者について

庶務から、8月30日午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告された。作業部会の検討結果を踏まえて、判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議された結果、指名候補者4人全員について指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成23年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において繰り返し協議され、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階からの的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、弁護士任官希望者側の事情に配慮し、当面は、すべての弁護士に任官希望者の名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、任官希望者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、任官希望者の名簿及び取扱い事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、任官希望者の指名の適否に関する情報があれば、これを地域委員会に提供してもらうよう周知依頼することとされてきた。なお、任官希望者が調停官となっている場合には、従来からの弁護士としての活動に

関連して提出されている情報に加え、常勤の判事・判事補と同様に、調停官として執務している状況に関連した情報が最高裁判所から提出される旨の説明がなされた。庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、11月12日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

・ その他

庶務から、平成22年7月2日の委員会において、判事に任命されるべき者として指名することが適当であると答申された者に関し、弁護士から本委員会に対し、平成22年8月26日付けで情報提供があったことが報告された。審議の結果、この情報の内容等に照らし、既になされた答申について再検討する必要はないことが確認された。

(2) 次回の予定等について

次回の委員会は、12月3日（金）午前10時から開催され、平成23年上半期の再任（判事任命）候補者及び同年4月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

また、次々回の委員会は、12月21日（火）午前10時から開催され、新司法修習を終了した者（新63期）から判事補への任官希望者について審議することとなった。

以 上